

千葉県報

号外
令和6年3月29日

号外第18号

主 要 目 次	
規 則	
○ 千葉県工業生産動態統計調査規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則の一部を改正する規則	二
告 示	
○ 簡易水道施設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	二
○ 千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示	二

規 則

千葉県工業生産動態統計調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十五号

千葉県工業生産動態統計調査規則の一部を改正する規則

千葉県工業生産動態統計調査規則（平成四年千葉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「書類」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「集計表並びに」を削り、「磁気テープ」を「電磁的記録」に改め、同条第三号中「結果表」の下に「を記録した電磁的記録」を加える。

別表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定は、同日以後最初に到来する調査期日（同規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査から適用する。

千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十六号

千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年千葉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハ（ト）中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第十六条第一号ニ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第十二号イ中「第六十三条第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第十二号イの改正規定は、公布の日から施行する。

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十七号

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成九年千葉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日（金曜日）

千葉県報

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十八号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成三十一年千葉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十九号

千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県立テクノスクール設置管理条例施行規則（昭和三十九年千葉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表千葉県立船橋テクノスクールの項金属加工科の目中「六箇月」を「一年」に、「一〇人」を「一二人」に改め、同項中

第二種情報処理系システム設計	普通課程	二年	二〇人
----------------	------	----	-----

を

第二種情報処理系システム設計	普通課程	二年	二〇人
電気・電子系I OTシステム科	普通課程	二年	一〇人

に改める。

別表千葉県立我孫子テクノスクールの項機械系NC機械加工科の目を削り、同項造園科の目中「一人」を「一〇人」に改め、同表千葉県立旭テクノスクールの項機械系NC機械加工科の目を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告

示

簡易水道施設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百六十九号

簡易水道施設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

簡易水道施設事業補助金交付要綱（昭和三十三年千葉県告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「工事費、用地費、工事雑費及び諸経費」を「本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費」に改める。

第四条ただし書中「当該補助事業に係る経費の額の十パーセント以内である」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費（以下「本工事費等」という。）から事務費へ流用する場合において、本工事費等の額のそれぞれ二十パーセント以内であるとき。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合において、本工事費等の額のそれぞれ三十パーセント以内であるとき。

別記第一号様式から第六号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の簡易水道施設事業補助金交付要綱の規定は、令和五年度の予算に係る補助金から適用する。

千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百七十号

千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示

千葉県中小企業振興資金融資要綱（昭和四十七年千葉県告示第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

- 十 経営者保証非提供補助活用資金

第六条中「及び事業承継資金」を「、事業承継資金及び経営者保証非提供補助活用資金」に改める。

第八条中「小規模事業資金」の下に「又は経営者保証非提供補助活用資金」を加える。
 第九条第二項中「及び感染症・物価高等対応伴走支援資金」を「、感染症・物価高等対応伴走支援資金及び経営者保証非提供補助活用資金」に改める。
 附則第九項及び第十三項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
 附則第十五項中「令和六年三月三十一日」を「令和六年六月三十日」に改める。
 別表事業承継資金の項の次に次のように加える。

経営者保証非提供補助活用資金	法第二条第五項第四号又は第五号の規定による認定を受けた中小企業者等であつて、中小企業信用保険法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第十四号）第四条の二第五号に該当し、かつ、経営の安定に支障を生じているもの	設備資金又は運転資金	一中小企業者等八千円以内	割賦償還の場合にあっては十年以内とし、一括償還の場合にあっては一年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・〇パーセント以内、七年を超え七パーセント以内	割賦償還（一年以内）	経営安定関連保証を付するものとする。
----------------	---	------------	--------------	---	---------------------------------------	------------	--------------------

中小企業信用保険法施行規則第四条の二第五号に該当し、かつ、事業資金の調達に困難を来しているもの	金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	万円以内	十年以内とし、一括償還の場合にあっては一年以内とする。	一パーセント以内、三年を超え五パーセント以内、五年を超え七パーセント以内	の据置期間を置くとき（又は一括償還）
---	--------------------------	------	-----------------------------	--------------------------------------	--------------------

附則
 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八